

第6章 職員の服務の状況

職員の服務の根本基準は、地方公務員法第30条に「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。この趣旨を具体的に実現するため、同法では、営利企業等の従事制限等を職員に課しています。

また、本市では、職務に係る倫理の保持等に関し、職員として守るべき事項を条例や規則において定めているとともに、透明性の高い市政を推進し、もって市政に対する市民の信頼を確立することを目的として、名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例を定めています。

1 職員の職務に係る倫理の保持に関する取組

名古屋市職員の倫理の保持に関する条例及び名古屋市職員倫理規則に基づく取組状況は次のとおりです。

(1) 職員の職務に係る倫理の保持に関する状況

ア 贈与等報告書の提出

区 分	提出件数	贈与等の内容					
		金 銭	有価証券	有価証券 以外の 物品	不動産	役務の 提供	供応接待
市長事務部局	183 件	0 件	13 件	15 件	0 件	0 件	155 件
行政委員会等	31 件	0 件	0 件	2 件	0 件	0 件	29 件
企 業 局	45 件	0 件	3 件	2 件	0 件	0 件	40 件
合 計	259 件	0 件	16 件	19 件	0 件	0 件	224 件

イ 利害関係者と共に飲食する場合の許可

区 分	申 請	許 可
市 長 事 務 部 局	472 件	472 件
行 政 委 員 会 等	61 件	61 件
企 業 局	219 件	219 件
合 計	752 件	752 件

(2) 職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策

ア 名古屋市職員倫理審査会の開催

開催年月日	主 な 議 題
令和 7年 6月11日	贈与等報告書の審査について 要望等記録兼報告書の審査について
令和 7年 8月20日	贈与等報告書の審査について 要望等記録兼報告書の審査について
令和 7年11月 5日	贈与等報告書の審査について 要望等記録兼報告書の審査について
令和 8年 2月 4日	贈与等報告書の審査について 要望等記録兼報告書の審査について

イ 依命通達の発布

発布年月日	件 名
令和 7年 5月13日	綱紀肅正について
令和 7年 6月12日	参議院議員通常選挙における職員の服務規律の確保について
令和 7年10月14日	綱紀肅正について
令和 7年12月22日	年末年始における職員の綱紀の保持等について
令和 8年 1月26日	衆議院議員総選挙における職員の服務規律の確保について
令和 8年 2月25日	愛知県議会議員選挙における職員の服務規律の確保について

ウ 体制の整備

(ア) 職員の倫理を監理する職員の配置

区 分	人 数	配 置 さ れ る 職 員
倫 理 監	37人	局区等の長の職にある職員
監理主幹	62人	局区等の人事担当課長等の職にある職員
監理主査	49人	局区等の人事担当課長補佐等の職にある職員

(注) 令和 8年 4月 1日現在の人数です。

(イ) 行政監理委員会の開催

区 分	回 数	主 な 構 成 員
市行政監理委員会	2回	市長、副市長、局区等（区にあっては中村区及び中区）の長、総務局職員部長等
局区等行政監理委員会	188回	倫理監、局長段階の職にある者（倫理監を除く。）、部長段階の職にある者、監理主幹、監理主査等

エ 研修等の実施

(ア) 研修の実施

区 分	主 な 研 修	参加者数
基本研修等	新規採用者研修、公務員倫理指導者養成研修等	3,911人
所属別研修	所属別公務員倫理研修	4,665人
講 演 会	コンプライアンス講演会、ハラスメント講演会	1,660人

(イ) 監理主幹会議等の開催

区 分	回 数	主 な 議 題
監理主幹会議	3回	名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例について 内部統制の取組みについて ハラスメント制度の運用状況について 主な事務上の処理誤り等について

オ その他の取組

項 目	内 容	実施時期
職場内研修会の開催	全所属において、不祥事防止ハンドブック等を用いた倫理研修を行い、職員一人ひとりの倫理意識の高揚に努めました。	随時
局区等における不祥事防止の取組	局区等が、それぞれの実状に応じて、不祥事防止の取組に係る実施計画を策定し、具体的に取組みました。	令和 7年 4月 ～ 令和 8年 3月

2 職員の公正な職務の執行の確保に関する取組

名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例及び名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則に基づく取組状況は次のとおりです。

(1) 内部公益通報制度に関する状況

件 数	事 項
7 件	職員の不適切な事務処理等について*
	職員の不適切な事務処理等について*
	職員における不正な個人情報の閲覧および情報の漏洩について
	職場における規定違反行為および内部通報制度の機能不全について
	職員の不適切な行為等について
	職員の職務に係る不適切な行為について
	職員の出張時に係る不適切な行為について*

上記のうち、*の事項については、現在引き続き調査中です。

その他の事項については、職務基準に違反し適正な職務の執行を妨げる事実はありませんでした。

(2) 要望等記録制度に関する状況

ア 要望等記録兼報告書の提出

区 分	個 人	事業者 団体等	一定の公職に ある者等	合 計
市長事務部局	143 件 (6 件)	4 件 (0 件)	0 件 (0 件)	147 件 (6 件)
行政委員会等	2 件 (0 件)	0 件 (0 件)	7 件 (0 件)	9 件 (0 件)
企 業 局	11 件 (11 件)	0 件 (0 件)	28 件 (0 件)	39 件 (11 件)
合 計	156 件 (17 件)	4 件 (0 件)	35 件 (0 件)	195 件 (17 件)

(注) () 内は、不当要望等又は行政対象暴力の件数で内数です。

イ 不当要望等及び行政対象暴力の概要等

概 要	対 応 結 果
職員が要望者宅に取り残されたペットを緊急に世話するためにやむを得ず使用した人用食器の弁償や、当該職員による飼育に関する助言や指導などの一連の言動を恫喝、恐喝未遂及び個人情報保護違反として当該職員からの謝罪を求めたもの。	不当要望等に該当すると判断し、不当要望等に係る確認通知書を送付し、期日までに取り下げの意思表示がなかったため、対応を終了した。
職員の名札を引きちぎる、職員の左腕及び胸ぐらをつかむ、「この野郎」と杖を振り上げる、「殺してやるからな」と叫び続けたもの。	行政対象暴力に該当すると判断し、行政対象暴力に係る確認通知書を送付し、対応を終了した。
庁舎階段の1階から2階に至る壁面3か所を要望者が蹴るなどして破損したもの。	行政対象暴力に該当すると判断し、行政対象暴力に係る確認通知書を送付し、対応を終了した。
庁舎入口及び1階窓口において、対応した職員に対する大声での暴言及び窓口に立ち塞がり、業務に関係のない要望を長時間にわたり大声で繰り返すなど、庁舎内の秩序の維持及び職員の公正な職務の執行を妨げる行為を行ったもの。	行政対象暴力に該当すると判断し、行政対象暴力に係る確認通知書を送付し、対応を終了した。
要望者（酔客）がトイレで寝ていたため職員が声を掛けたところ、要望者が暴れ出し、所持していた傘や割り箸で職員の顔を突こうとしたもの。	行政対象暴力に該当すると判断した。 なお、確認通知書については、相手側の連絡先等が不明であるため、送付していない。
職員が乗車時に車いす介助の申し出が必要である旨を説明したところ、突如激昂し、窓口のファイルや計算機を職員に投げつけ、計算機が職員の腹部に直撃したもの。	行政対象暴力に該当すると判断した。 なお、確認通知書については、相手側の連絡先等が不明であるため、送付していない。
車内で盗撮をした疑いがある要望者に対し、職員が状況を確認したところ、要望者が逃走を図ったため、職員が制止した際、所持していた鍵で職員の腕を刺すなどの暴行に及んだもの。	行政対象暴力に該当すると判断した。 なお、確認通知書については、相手側の連絡先等が不明であるため、送付していない。
要望者が乗車券を提示せず改札口を通過しようとしたため、職員が制止したところ、職員の胸部を殴打したもの。	行政対象暴力に該当すると判断した。 なお、確認通知書については、相手側の連絡先等が不明であるため、送付していない。
要望者（酔客）がホームのベンチで座って寝ていたため、職員が最終列車を案内したところ、大声で暴言を吐き続け、最終列車には乗車せず、退出の求めにも応じなかったもの。	行政対象暴力に該当すると判断した。 なお、確認通知書については、相手側の連絡先等が不明であるため、送付していない。
他客と口論になった要望者に対し、職員が警察へ現場へ来るよう要請したことを伝えると、その場から立ち去ろうとしたため、職員が待機するよう制止したところ、「頭をつけて詫言入れろ」等の発言を繰り返したもの。	行政対象暴力に該当すると判断した。 なお、確認通知書については、相手側の連絡先等が不明であるため、送付していない。

当月分の生活費を費消したため、金銭の貸付を希望するとして度々来所し、担当職員より応じられない旨の説明をしたところ、要望者が担当職員交代の要望を保護変更申請書に記載して申請したほか、応対した職員に対して暴言を吐き続けたもの。	不当要望等及び行政対象暴力に該当すると判断し、不当要望等及び行政対象暴力に係る確認通知書を送付し、行政対象暴力については対応を終了した。なお、不当要望等については期日までに取り下げの意思表示がなかったため、対応を終了した。
改札窓口の亚克力板を激しくたたきながら「トイレの位置が分かりづらい」と要望されたもの。案内しようとした職員に対し、大声で詰め寄り、応援に来た職員に対しても大声で威嚇し強く接触したもの。	行政対象暴力に該当すると判断した。なお、確認通知書については、相手側の連絡先等が不明であるため、送付していない。
改札を無札で入場した要望者に対し職員が声をかけたところ、要望者が職員の顔を平手で叩いたもの。応援に来た職員が要望者を落ち着かせようとするも、再度職員に殴りかかろうとしたもの。	行政対象暴力に該当すると判断した。なお、確認通知書については、相手側の連絡先等が不明であるため、送付していない。
公園で看板撤去作業を行っていた職員に対し、背後から職員の臀部を蹴るなどしたもの。 またその後、職員に対し保護具付きの鎌を持って迫るなどしたもの。	行政対象暴力に該当すると判断した。なお、確認通知書については、相手方の居所が不明であるため、送付していない。
苦情および水道料金の納付に関する要望を執拗に繰り返したうえ、職員への暴言、長時間の電話や面談など、職務の執行を妨げる行為を行ったもの。	行政対象暴力に該当すると判断し、行政対象暴力に係る確認通知書を送付し、対応を終了した。
要望者により、これまでのやり取りに係る電話料金の負担や対応した職員の処分等を求められたもの。 また、苦情および水道料金の納付に関する要望を執拗に繰り返したうえ、職員への暴言、長時間の電話や面談など、職務の執行を妨げる行為を行ったもの。	不当要望等及び行政対象暴力に該当すると判断し、不当要望等及び行政対象暴力に係る確認通知書を送付し、行政対象暴力については対応を終了した。なお、不当要望等については期日までに取り下げの意思表示がなかったため、対応を終了した。
要望者により、これまでのやり取りに係る電話料金の負担や上下水道料金の支払約束を記した文書の返却等を求められたもの。 また、苦情および水道料金の納付に関する要望を執拗に繰り返したうえ、職員への暴言、長時間の電話や面談など、職務の執行を妨げる行為を行ったもの。	不当要望等及び行政対象暴力に該当すると判断し、不当要望等及び行政対象暴力に係る確認通知書を送付し、行政対象暴力については対応を終了した。なお、不当要望等については期日までに取り下げの意思表示がなかったため、対応を終了した。

不当要望等及び行政対象暴力に該当するかどうかの判断及び対応方針について、必要に応じてコンプライアンス・アドバイザーに確認を行っています。

3 営利企業等の従事許可状況

営利企業等への従事許可状況は次のとおりです。

区 分	許 可 件 数
市 長 事 務 部 局	1,170 件
行 政 委 員 会 等	1,243 件
企 業 局	188 件
合 計	2,601 件